

宇治田原町社会教育関係団体審査基準について

社会教育法(抜粋)

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部科学大臣及び教育委員会との関係)

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(国及び地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

【宇治田原町社会教育関係団体登録決定条件】

- (1) 社会教育法第2条に規定されている事業を主たる目的としていること。
- (2) 構成員のほとんどが本町住民であり、自主的に活動していること。
- (3) 営利を目的とするような行為や宗教活動をしてはならないこと。
- (4) 特定の政党、その他の政治団体の利害に関する事業を行わないこと。
- (5) 公の選挙に関し、特定の候補を支持し、又は、これに反対する等の政治活動をしないこと。
- (6) 住民に団体の活動状況を公開できること。

※会員相互の親睦交流のみを目的とする団体、塾や文化教室などのように講師が中心となって月謝をとって活動するような団体又は障がい者福祉や高齢者福祉など、主として社会福祉活動を行う団体は社会教育関係団体ではありません。

【登録申請に必要な書類】

- (1) 登録申請書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 加盟団体一覧及び役員名簿(複数の団体で組織される団体のみ必要)
- (5) 会員名簿
- (6) その他(団体規約、活動内容のわかるもの)